

年金受給者だより

NENKIN JUKYUSHA DAYORI

No.85

平成28年1月発行

主な掲載内容

- 源泉徴収票を送付しました 2・3
- 被用者年金制度の一元化について 4・5
- こんなときはご連絡ください 6・7・8
- マイナンバーについて 年金カレンダー裏面



世界遺産:マチュ・ピチュ(ペルー)

「平成27年分 公的年金等の源泉徴収票」の送付について

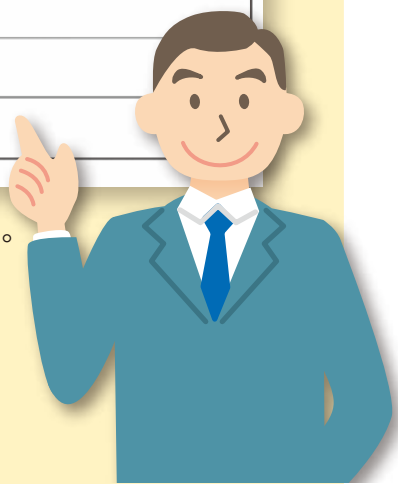
退職給付(退職共済年金、退職年金等)を受給されている方に、「平成27年分公的年金等の源泉徴収票」を送付します。

見本		平成27年分 公的年金等の源泉徴収票											
支 払 る 者	住所又は居	102-0000 東京都千代田区 〇〇〇 〇〇-〇〇											
	氏名	フリガナ	ネキン イロウ			年金証書記号番号	8594000000000000						
		年金 一郎			生年月日	明	大	昭	年	月	日		
							*	23	12	5			
区 分				支 払 金 額				源 泉 徴 収 税 額					
法第203条の3第1号適用分				193	434	円					1	323	円
法第203条の3第2号適用分				1	442	200					6	234	
法第203条の3第3号適用分													
法第203条の3第4号適用分													
本 人		控除対象配偶者の有無等			控除対象扶養親族の数			障害者の数		社会保険料の金額			
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡婦	有	無	老人控除対象配偶者	特定	老人	その他	特別(55歳以下)	その他	千円	
				*			人	人	人	人	人		
(摘 要)													
支 払 者	所 在 地	東京都 千代田区 平河町 2-4-9 地共済センタービル											
	名 称	地方職員共済組合			電話) 03-3261-9846								

- ※ 源泉徴収票の表示区分については、源泉徴収票のウラ面をご覧ください。
- ※ 障害給付(障害共済年金、障害年金等)および遺族給付(遺族共済年金、遺族年金等)は、非課税のため源泉徴収票を発行しておりません。

確定申告に必要な書類ですので、大切に保管してください。

※ 万が一、紛失された場合は、給付課(電話03-3261-9846)にお問い合わせください。



確定申告の時期：平成28年2月16日(火)から平成28年3月15日(火)まで

※ 所得税の還付請求については、2月16日以前から申告が可能です。

なお、平成27年中の公的年金等の収入額が400万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には、その年の所得税について確定申告書の提出を要せず、省略することができます。

※ 確定申告の省略により源泉徴収された所得税額が変わることはありません。また、確定申告を省略した場合であっても、住民税の申告は必要となります。

ただし、確定申告により還付を受ける方は、確定申告が必要となります。

主な例

- 医療費、生命保険料、地震保険料等の控除による所得税の還付を受ける方
- 年金以外の収入がない方で、当組合に平成27年分の扶養親族等申告書を提出しておらず、源泉徴収が行われている方
- 平成27年分の扶養親族等申告書を提出された後、年の途中で扶養親族が増えた、新たに障害に該当した等の内容変更があった方



詳しくは、確定申告に関してはお近くの税務署に、住民税の申告に関してはお住まいの市区町村にそれぞれお問い合わせください。

源泉徴収票



Q

源泉徴収票に「社会保険料の金額」の欄がありますが、社会保険料とは、具体的に何ですか？



A

各支給期に、住所地の市区町村からの徴収依頼に基づき控除された「介護保険料」、「後期高齢者医療保険料」および「国民健康保険料」の年間徴収額を表示しています。

Q

各支給期に、「個人住民税」が年金から控除されていますが、源泉徴収票に記載がありません。なぜですか？



A

源泉徴収票は、**所得税法**の書類であるため、「**個人住民税**」は記載していません。市区町村から送付される通知等で、ご確認ください。

平成27年10月に施行された 被用者年金制度の一元化について



平成27年10月1日前に 受給権が発生した共済年金については、 原則、一元化に伴う変更はありません。

- 共済年金は、今までどおり当組合が支給します。
- 年金額は変わりません。
- 年金証書はそのまま有効です。
- 共済年金に係る各種手続きの窓口も当組合となります。
- 一元化前に遺族認定された障がいをお持ちのお子様は、権利がある遺族として変更ありません。

障害者特例や長期加入者特例を受けている方が、 平成27年10月1日以降に再就職される場合は、 特例による加算分の支給は停止されます。

- 障害者または長期加入者(組合員期間44年以上)の方には、特別支給の退職共済年金(65歳前)に定額部分及び加給年金額(条件を満たしている場合のみ)が加算される特例があります。
- この特例は、従前は組合員である間は適用されませんでした。平成27年10月1日以後は、厚生年金被保険者である間も、適用されなくなりました。
- なお、平成27年10月1日前から障害者特例または長期加入者の特例に該当する方で、かつ、同日前から引き続き厚生年金被保険者(組合員を除く)である方については、引き続き特例が適用されます。

年金を支給する単位が100円単位から 1円単位に変わります。

- 年金の額については、100円単位(50円未満切捨て50円以上100円未満切上げ)から1円単位(円位未満四捨五入)へ変更されます。
- 変更する時期については、次のとおりです。
 - ①平成27年10月1日以降に新たに年金の受給権が発生したとき
 - ②平成28年4月の年金額改定時
- 各支給期の支払額に生じた1円未満の切り捨てられた金額は、毎年2月の支給期の年金額に加算されることとなります。

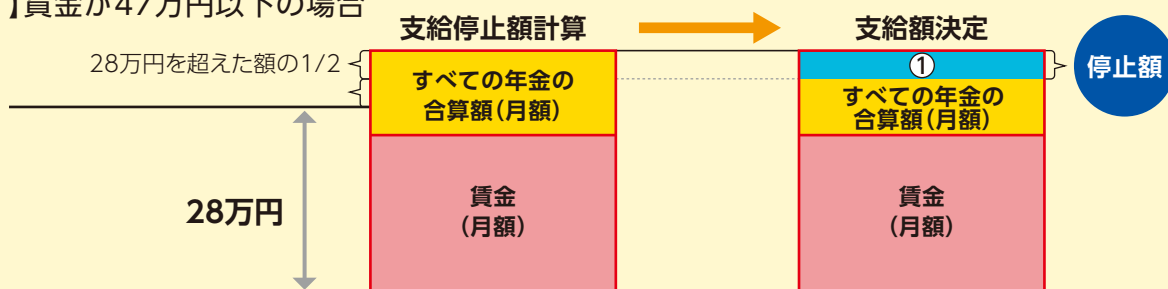
お勤めされている間の支給停止額の計算方法が変わります。

●65歳の前後で、計算方法が異なります(以下は、主なものを掲載)。

65歳未満の場合

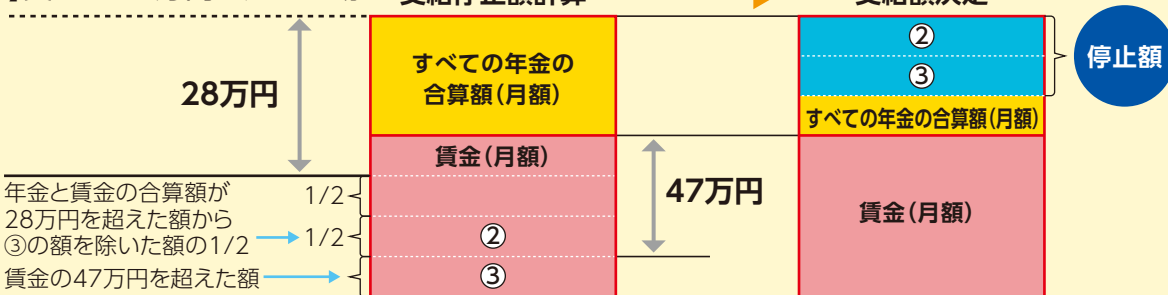
年金と賃金の合計額(月額)が**28万円**を超えると、年金の全部または一部停止

【1】賃金が47万円以下の場合



※年金に賃金(賃金上限47万円)を合算して28万円を超えた場合は、**超えた額の1/2(①)**を年金から停止

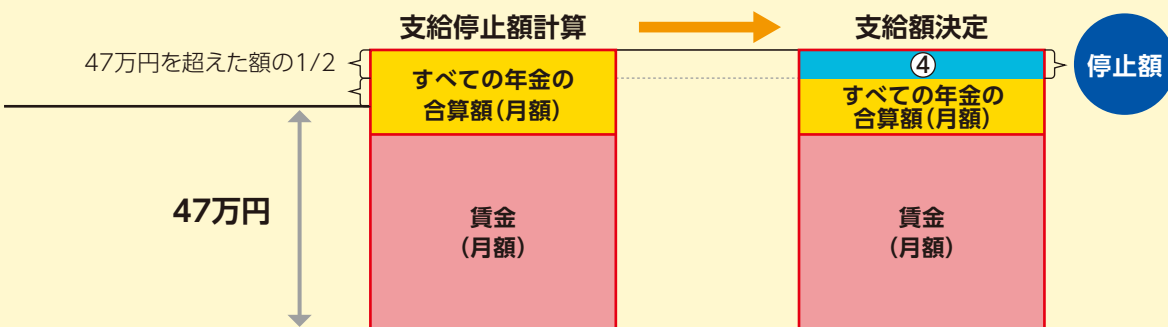
【2】賃金が47万円を超える場合



※賃金だけで**47万円**を超えた場合は、②の停止額に③の**47万円を超えた額**を加え、年金から停止

65歳以上の場合

年金と賃金の合計額(月額)が**47万円**を超えると、年金の全部または一部停止



※年金と賃金を合算して**47万円**を超えた場合は、**超えた額の1/2(④)**を年金から停止

※「すべての年金の合算額」とは、経過的加算額(65歳以上の方)、職域年金相当部分(経過的職域加算額)および加給年金額を除いた共済年金(私学共済含む)と厚生年金の合算額です。

※「賃金(月額)」=「計算対象月の標準報酬月額」+「(計算対象月以前1年間の標準賞与額の合算額)×1/12」

- 昭和12年4月1日以前生まれの方で在職している場合についても、支給停止が行われるようになります。
- 平成27年10月1日前から退職共済年金を受け、かつ、同日前から引き続き在職中である方は、その在職期間に限り、支給停止額に関する配慮措置(大幅に年金と賃金の合算額が下がらないようにする措置)が講じられます。

◎在職中の支給停止についての詳細な内容につきましては、当組合のホームページでご確認ください。

こんなときには ご連絡ください!



年金を受給されている方や加給年金額の対象となっている方（配偶者など）が、次の事由に該当したときは、速やかに当共済組合までご連絡ください。必要な届出用紙を送付します。



この連絡が遅れますと、年金が払いすぎになり、年金を受給されている方だけでなく、ご家族の方などにさかのぼって返還していただくこともありますので、ご注意ください。

また、ご連絡の際に、お手もとに「年金証書記号番号」をご準備いただくと、お問合わせがスムーズです。

1 年金を受給されている方が

亡くなられたとき

審査第一課 03-3261-9849

審査第二課 03-3261-9843

または

1月以上所在が明らかでないとき

給付課調査係 03-3261-9846

2 退職給付を受給されている方が 以下の事由に該当したとき

- ①国会議員や地方議会議員となったとき
- ②ハローワークに求職の申込みをしたとき
- ③高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金を受けることになったとき

*②、③については、65歳未満の方のみ

給付課調査係 03-3261-9846

3 退職(老齢)給付または障害給付を受給されている方が 常勤の公務員として再就職し、 共済組合の組合員となったとき

審査第一課 03-3261-9849

審査第二課 03-3261-9843

4 遺族給付を受給されている方が 以下の事由に該当したとき

- ①婚姻したとき
- ②遺族である子が他の方の養子となったとき
- ③亡くなられた組合員であった方の養子である遺族の方が、養子縁組の解消をしたとき
- ④亡くなられた組合員であった方の子または孫である遺族の方が、障害の状態でなくなったとき
- ⑤遺族給付の受給者の他に、遺族として認定されている方が亡くなられたとき

審査第一課 03-3261-9849

審査第二課 03-3261-9843

5 1級・2級の障害共済(厚生)年金を受給されている方が 婚姻したとき

障害共済(厚生)年金の受給権が発生した後に婚姻し、一定の条件を満たしているときは、障害共済(厚生)年金に加給年金額が加算されることとなります。

審査第一課 03-3261-9849

審査第二課 03-3261-9843

6 障害基礎年金を受給されている方が 以下の事由に該当したとき

- ①子が生まれたとき
障害基礎年金の受給権が発生した後に子が生まれ、一定の条件を満たしているときは、障害基礎年金の子の加算額が加算されることとなります。
- ②加算額対象者である子が障害の状態になったとき
18歳到達年度の末日までにある加算額対象者の子が、障害等級の1級又は2級に該当する障害状態となったことが認められる場合は、加算額は子が20歳に到達するまで加算されることとなります。

調整課基礎年金係 03-3261-9844

7 加給年金額の対象となっている方(配偶者など)が 以下の事由に該当したとき

- ①亡くなられたとき
※対象となっている方が外国に居住している方、外国籍(外国人登録)の方のみご連絡ください。
- ②離婚したとき
- ③年金受給者の方によって生計を維持されなくなったとき
- ④公的年金制度から老齢(退職)を事由とする年金(原則として加入期間が20年以上あるもの)または障害を事由とする年金を受けられるようになったとき(年金が全額支給停止されている場合を除きます)
※国民年金の老齢基礎年金の受給者となったときは、ご連絡いただく必要はありません。
- ⑤対象者となっている子が婚姻したとき、年金受給者の配偶者以外の方の養子となったとき、または離縁したとき

給付課調査係 03-3261-9846

8 年金受給者の方の

- ① 氏名の変更
- ② 年金受取金融機関の変更
- ③ 源泉徴収票の再交付
- ④ 海外居住(1年以上)の届出
- ⑤ 電話番号の変更

※住所が変わったときは、住民基本台帳ネットワークより情報提供を受けて変更するため手続きは不要ですが、提供を受けるまでの間は郵便局による郵便物の転送等にてご対応ください。

給付課支給係
03-3261-9846

- ⑥ 年金証書等の再交付
- ⑦ 年金加入期間確認通知書の発行

年金相談室
03-3261-9850

(訂正)

平成27年6月に発行した「年金受給者だより(No.84)」の在職支給停止の説明の一部に誤りがありましたので、お詫びし、訂正させていただきます。

頁	箇所	誤	正
8	配慮措置の対象者	昭和25年10月2日から昭和30年10月1日までに生まれた方	昭和25年10月2日以後に生まれた方で、平成27年9月30日時点で年金の受給権が発生している方
9	計算例中の金額	共済年金 月額14万円(省略)	共済年金 月額12万円(省略)
		厚生年金 月額2万円	厚生年金 月額4万円